



FAMICは、遺伝子組換え食品に関する表示が正しく行われているかを確認するため、科学的な検査や製造現場の調査を行っています。

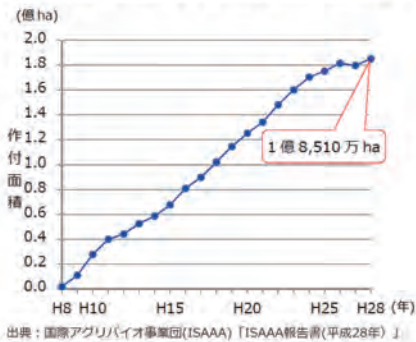
遺伝子組換え表示については、消費者庁が平成29年度に検討会を開催しておりますので、遺伝子組換え表示の現状と合わせて、検討結果のポイントをご紹介します。

## ●遺伝子組換え農産物の今

日本は、国内で使用する大豆やとうもろこしの大部分を輸入に頼っています。

現在、遺伝子組換え農産物について、日本では、食品として販売する目的の栽培は行われていませんが、世界に目を向けると、その栽培面積は増加傾向にあります(図1参照)。特に、日本の大豆ととうもろこしの最大輸入相手国であるアメリカでは、平成28年時点で、それらの作付面積の90%以上で遺伝子組換え品種が育てられているという報告があります。

図1 遺伝子組換え農産物の栽培面積の推移



## ●日本における遺伝子組換え食品

遺伝子組換え農産物は、品種ごとに、関係法令に基づいて科学的に評価され、安全性が確認されたものだけが輸入・流通・販売されています。このような遺伝子組換え農産物<sup>※1</sup>とその加工食品<sup>※2,3</sup>を併せて、遺伝子組換え食品としています。

※1 大豆、とうもろこし、なたねなど8品目

※2 豆腐、きなこ、コーンスナック菓子など33品目  
(遺伝子組換えで生じたDNAやたんぱく質が、加工工程で除去・分解され、最新の技術によ

ても検出できない油やしょうゆなどは対象外)

※3 遺伝子組換え農産物が主な原材料(原材料中の重量順位が3位以内で、かつ全重量の5%以上を占めるもの)でない場合は表示義務はない

## ●遺伝子組換え食品の表示ルール

遺伝子組換え食品を原材料とする場合や、遺伝子組換えと組換えでないものを分別していない食品を原材料とする場合、事業者はその旨の表示を行う義務があります。一方、遺伝子組換えでない食品を原材料とする場合、表示義務はなく、表示するか否かは事業者の判断に委ねられます(次ページ表参照)。これらの表示を行うにあたっては、「分別生産流通管理(IPハンドリング)」が行われたことが根拠になります。

### IPハンドリング (Identity Preserved Handling)

遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えでない農産物を、生産(農場)、流通(トラック、サイロ、コンテナ船など)及び加工(食品工場の製造ラインなど)の各段階で混ざらないように管理し、それらが書類などにより証明されていること。

図2 IPハンドリングの流れ

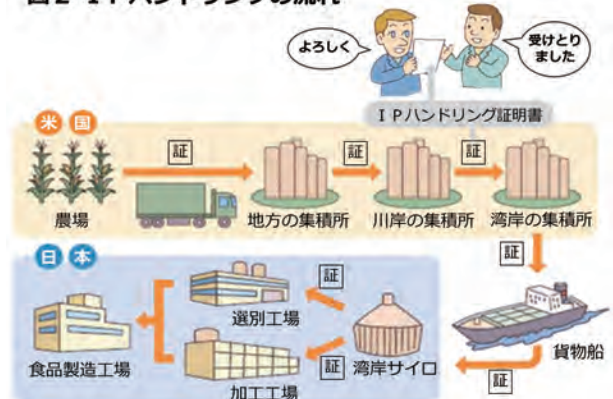


表 現行の遺伝子組換え食品の表示方法

農産物の区分		表示内容
分別生産流通管理が行われた農産物	遺伝子組換え農産物	分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨（義務表示） 【表示例】「遺伝子組換え」
	非遺伝子組換え農産物	分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物（意図せざる混入 <b>5%以下まで可</b> ）である旨（任意表示） 【表示例】「遺伝子組換えでない」
分別生産流通管理が行われていない農産物		遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨（義務表示） 【表示例】「遺伝子組換え <b>不分別</b> 」

なお、現行では、IPハンドリングが適切に行われたとしても、遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性があることから、大豆及びとうもろこしについては「意図せざる混入（**混入率5%以下**）」がある場合でも「遺伝子組換えでない」旨を表示することが認められています。



### ● 検討までの経緯

遺伝子組換え表示制度が2001年に導入されてから約17年が経過し、この間に遺伝子組換え農産物の流通実態の変化、分析技術の向上、消費者の意識の変化などが生じている可能性があります。

このことから、消費者庁は、2017年4月に検討会を立ち上げ、遺伝子組換え表示制度の在り方について検討しました。

### ● 検討結果のポイント

検討会では、委員だけでなく、消費者団体や事業者からも意見を聞き、それらを踏まえて検討した結果、現行制度と異なる方向性が2つ示されました。

1つ目は、「**不分別**」の用語についてです。この用語が分かりにくいとの意見により、消費者庁は、「不分別」に代わる分かりやすく誤認を招かないような表示を検討

し、ホームページ上のQ&A集などに示すことが望ましいとされました。

2つ目は、「遺伝子組換えでない」などの任意表示が認められる条件についてです。これについて、現在、遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」などの表示を可能としていることは誤解を招くとの意見がありました。これを踏まえ、この表示が認められる条件を、現在の「**5%以下**」から「不検出」に引き下げることが望ましいとされました。

また、消費者庁は、遺伝子組換え農産物の生産・流通実態や安全性などの実情、表示制度の普及啓発を積極的に行うべきであるなどの提言もありました。

これらの検討会の検討結果の詳細は、消費者庁のホームページに掲載されているので、以下のサイトをご参照ください。

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/other/review\\_meeting\\_010/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_010/)

消費者の皆さんが表示を信頼し、安心して食品を選択・購入できるよう、FAMICでは引き続き遺伝子組換え表示に関する科学的な検査などに取り組んでいきます。

図2：「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」H30.3.28(消費者庁)掲載図より